

令和 6 年 7 月

美里町教育委員会臨時会議事録

令和6年7月教育委員会臨時会議

日 時 令和6年7月8日（月曜日）

午前10時00分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎2階202会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 留 守 広 行

2 番 委 員 佐 藤 キ ヨ

3 番 委 員 大 森 真智子

4 番 委 員 佐々木 忠 夫

欠席（なし）

説 明 員 教育委員会事務局

事務局長兼

教育総務課学校環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長兼郷土資料館長兼

南郷学校給食センター長 齋 藤 寿

教育総務課学校教育支援室長 大久保 賢 二

教育総務課課長補佐兼総務係長 高 橋 仁 美

教育総務課学校教育環境整備係長 鎌 田 拓 也

教育総務課学校教育支援係長 森 陽 祐

傍 聴 者 なし

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 協議事項

第 2 令和7年度使用教科用図書の採択について

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

- ・ 閉会
-

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

・ 協議事項

第 2 令和7年度使用教科用図書の採択について

第 3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

午前10時00分 開会

○教育長（大友義孝） ただいまから、令和6年7月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めまして5名全員でございますので、会議は成立いたしております。

説明員といたしまして、教育委員会事務局から事務局長、教育総務課長、学校教育支援室長、課長補佐等に出席していただいておりますので、それぞれの場面において説明をさせていただきますことになります。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議を行います。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、規則によりまして教育長から指名させていただきます。

3番大森委員、4番佐々木委員に今回お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

協議事項

日程 第2 令和7年度使用教科用図書の採択について

○教育長（大友義孝） 協議事項に入ります。

日程第2、令和7年度使用教科用図書の採択についてを議題といたします。

初めに説明をお願いいたします。森係長、よろしいですか。お願いします。

○教育総務課学校教育支援係長（森 陽祐） 令和7年度使用教科用図書の採択についてご説明いたします。

資料は、左上1箇所留めの資料となります。着座にて失礼いたします。

資料1ページをお開きください。

まず、例年お示ししております、協議会で作成しました採択の流れとスケジュールの資料でございます。

まず、本日臨時会を開催いただいた経緯なんですが、協議会が設定する締め切りの関係で、

7月の定例会では遅過ぎるということで、逆に6月の定例会だと学校のほうで教科書を点検する時間が取れないということで、今回臨時会を開催させていただくことになりました。

1 ページの上の図をご覧ください。今回、この⑨の採択希望報告ということで、これをするに当たりまして、町としての採択希望を委員の皆様にお諮りするものでございます。

これを受けまして、協議会のほうで⑩の教科用図書の選定を行い、その結果がまた町のほうに⑪ということで通知されます。これに基づきまして、再度7月の定例会で正式な採択の議案を上程するということになります。

2 ページ目をお開きください。

2 ページから5 ページまでが協議会が策定いたしました、採択に係る基本方針と採択基準になります。ご確認をお願いいたします。

6 ページ目をご覧ください。

ここが重要なところでありますが、こちらが中学校の教科書の採択希望案ということになります。まず、各学校に教科ごとにどの出版社の教科書がいいかということの照会をかけまして、その結果を踏まえて町としての採択希望案をこのようにしたというところでございます。一部、南郷中学校で斜線が引いてある教科があるんですが、この部分は非常勤の先生が授業のときだけ来るということで、なかなか教科書を見に行ったり、採択希望案を仕上げるということが難しいということで、南郷中からはこの部分はちょっと出せないということで聞いておりました。

この3中学校の結果を踏まえて希望案を、太字のところなんですけど、このようになりました。おおむね前回採択された教科書と同じ出版社のものが多くんですけども、美術の教科書が違っております。この部分、希望を出してきた小牛田中、不動堂中と意見が分かれた形になるんですが、各学校からのコメントを踏まえた上で、学校教育支援室の複数の職員が教科書を実際に見て、光村図書のほうがいいのかということで判断をいたしております。

次に、技術家庭も同様に意見が分かれているものでございます。これも現物を点検した上で、前回採択の教科書との継続性ということを考えて、開隆堂ということで判断をいたしております。この点について、ご確認と協議をお願いしたいと思います。

次に、8 ページをお開きください。

8 ページ、9 ページ、10 ページが各中学校のその教科書を選んだ理由、観点をまとめた資料となっておりますので、ご確認をお願いします。

続きまして、11 ページをお開きください。

こちらは一般図書の採択希望案となっております。教科書用に作られた図書ではありません

ので、これが教科用図書として妥当かどうかというところを判断いただくものでございます。各学校に対して妥当ではない、不都合があるというものはありますかという形で照会した結果、一部の学校から不都合があるという回答がありました。11ページのNo.3のところですか。これが1校。それから、13ページをお開きください。下から5番目の図書について1校、不都合があるという回答がございました。こちらにも不都合があるという回答が少数であること、それから実際に児童に合わせた図書を使ったと判断できるということもありますので、町としては不都合がある図書はないというふうに回答したいと考えてございます。

続きまして、14ページ目です。同じく一般図書の中学校分になります。こちら14ページの30番から33番までが不都合があるが1校ずつございました。それから、次のページ、15ページの下から2番目と3番目、こちらの図書についてもちょっと不都合があるという学校が1校ずつございました。こちらも同様に、町としては不都合がある図書はないと回答したいというふうに考えてございます。

次に、16ページ目からになりますが、近代文学館と南郷図書館で実施した教科書展示会のアンケートの結果を掲載しております。熱心に意見を記載されていまして、そのまま今回はお配りしております。おおむねこのような展示会があって教科書を見るいい機会になったというご意見、それから、昔と比べて今の教科書がさま変わりしているというような意見が多くございました。特定の科目、出版社に対して、これがいいとかという意見はあまりないですが、歴史のやはり問題、それから現代の社会問題に関して熱心にコメントをしてくださった方もいらっしゃいました。見ていただければと思います。

私からの説明は以上となります。6ページの採択希望案と一般図書の希望案について、ご協議をお願いしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。採択までのスケジュールと、それから見ていただいた状況の中での報告がただいまありましたが、まず全体を通して委員の皆さんにお聞きをして、それをもって採択協議会のほうに報告をする。採択協議会は既に18日の日程が組まれていますので、そのときにいろいろと意見が出るものということになります。

どうでしょうか、委員の皆さん、教科書、それからご意見、アンケートを見ていただいたと思いますけれども、ご意見がもしあればお願いしたいと思います、いかがでしょうか。佐々木委員。

○委員（佐々木忠夫） 意見というか、よく分からないんですけども、質問に近い状態ですが、高校の場合は各学校で教科書を選択しているんですけども、結局、義務制の場合は共同選択

という形になるんですね。それはどういう経過なんですか。もし分かれば。

○教育長（大友義孝） 要綱というか規約を持ってきてなかったかな。少々お待ちください。

○教育総務課学校教育支援係長（森 陽祐） すみませんでした。この採択の仕組みについてなんですけれども、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という規定に基づいて、採択地区内の市町村立の小中学校の教科用図書、その採択地区でもってまとめて決めるという仕組みになっておりまして、やはり小規模の市町村もいるのでなかなか難しいということで、ここでいえば北部地区になりますが、ここで選定をして、それを市区町村ごとに正式に採択するという、あくまでも採択権者は市町村の教育委員会というふうになっておりまして、なので美里町でいうと、ここで、美里町で決めて学校ごとに好きなのを選んでいいというようなことではなくて町で決める。そのために必要な採択をさらに上の協議会のところで決めていただいて、そのとおりに町で採択するという流れになります。

○委員（佐々木忠夫） そうすると、美里町の先生方が、これがうちの生徒たちにはいいだろうなといったものではない可能性も出てくるということですよね。何かそれって生徒のためではないという気がするんですけども、法律だからしょうがないと言えばしょうがないような気がするんですが、そうなってくると何のための法律なのかというふうな非常に疑問を感じて、ひょっとしたら共同選択をすることによって出版社の手間が省けるだけなのかなと。要するに、採択するこの時期も時期だとは思いますが、要するに採択された部数しか印刷しないということですよね、基本的には、ほとんど。そうすると、出版社が余分な在庫を抱えずに済むための法律であるしかないような、そういうための法律のようにも感じるわけです。（「なるほどね」の声あり）はい。それがすごくこう、そちらのほうを優先させて、じゃあ先生方がせっかく自分たちが教えている生徒のためにこちらのほうがいいだろうなというものが採択されない可能性があるというのは、非常に問題のような気がします。

○教育長（大友義孝） 佐々木委員のおっしゃる内容については理解できます。ただ、この採択協議会は、先ほど言いましたように採択地区というのは宮城県で決めてもらうことになるんですが、ただどこからどこまで組んで採択しますかという、見越していかないと宮城県も採択できないんですね。採択地区としての枠ですね。それは前は大崎地区で、合併前は1市13町でやってきたんですが、その後合併してから1市4町になって、そして北部教育事務所になってから栗原地区が入ってきてやってきたわけなんですね。ですから、規約の変更というのは、そういうところに出てきております。

全体の採択地区協議会の中ではどんなことをしているかということ、それぞれの各市町から専

門委員さんと選定委員さんというのを選出していただきます。それは教科別、中学校であれば教科別に選定委員と専門委員さんに出てもらいまして、それで各学校の先生に集まってもらって教科別に見ていただく。その中で選定される教科書というのも出てくるんですね、これから。18日の日に。それと各市町村から出されたものが必ず一致するということでもないんです。最後は、教育長同士が集まりまして、その選定結果の説明をお聞きして、各市町の選定結果も聞いて、ご意見を聞いて、その上で採択協議会も全体としての出版社を決めていく、そういうような流れにはなっているんですね。

ただ、今まで私も参加していて、やはり市町から出されてくる出版社と専門委員さんたちが上げてくるのを見ると、やはり違う出版社さんも当然ありました。その中で、じゃあもう一度各市町に戻って協議するのかとなると、いつまでも決まらない形になるので、説明を聞いた上で最終的にはそこで、協議会の中で判断するというふうに今のところなっているということです。そんな規約の内容にしているところです。

○委員（佐々木忠夫） 基本的には法律があるからそうせざるを得ないことなので、その法律自体が本当に生徒たちの教育のことをきちんと考えているのかなと。ちょっと私は逆に言うところから法律のほうが疑問に思うので。だからそれに基づいた決め方としては、それはしようがないという気はするんですが、具体的に何かいろいろな話を聞くと、英語の教科書だと普通は使わないだろうという余分な表現が入っているような教科書があったりとかいろいろあるので、果たして本当にそれが今の英語教育の中で使える英語といったときに、使えない、ふだんほとんど出てこないようなやつを教科書の中に入れておいて大丈夫なのかなというふうな部分もあるので、そういうことから考えると、自分たちの生徒のことをきちんと見ている先生たちが教科書を選べるような、そういうふうなシステムになっていけば一番いいだろうなとは思いますが。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。委員の皆さんと今回出版社を美里町教育委員会ではここというふうな形で選定をすることになりますけれども、実際それを、ご意見を読みましたが、みんな同じということは多分ないと思うんですね。その際に、どうしますかと、最終的にどうしますかということになるので、その辺についてはもう一度教育委員会に持ち帰って協議するということはなかなか至難の業なので、やはり説明を聞いた上で、歩み寄れるところがあれば一つの出版社に決めていきたい。それは出席する、私が委員になっておりますので、それらのことについて任せていただくというのか、そういったこともご理解も頂戴しなければならないなと思っているところでございます。そこまで行く前段ですね、やはり各、見ていただいた方々、そしてアンケートもいただいていますし、それを全体として見ながら絞らざ

るを得ないわけなので、美里町としてこことここという2つは出せないのでは、1つのところと
いうところで決めていかなければならない。

そこで、昨年まで使用していたところでちょっと違っているのが美術ですよというところ
でございました。この辺については、美里町教育委員会としての希望出版社ということで上げて
いっていいものかどうか、その辺も含めてご意見を頂戴したいなと思います。

どうでしょうか。特段もしなければ、委員の皆さんに読んでいただいたと思うので、その流
れでこういうふうな形になっていますので、まずは美里町教育委員会としてはここに示され
た一つの案で採択協議会のほうに報告をしていくというふうにしていきたいと思いますが
も、それでよろしいですか。（「はい」の声あり）

はい。それと同時に、もし美里町の選んだ出版社さんと選定委員会、それからそれぞれの市
町から出されたものの出版社さんがもし違った場合、いろいろ委員の皆さんと協議しなくては
なりません。協議会の委員、つまりは教育長なんですけれども、その中で一つのところに絞っ
ていく、そういった流れについてご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします
します。

では、令和7年度使用教科用図書の採択希望案については、ここにお示しの案で報告する
ということと、それからもう一つ、附属本のほうです。一般図書のほうについても先ほど説明が
ありましたけれども、これも併せて報告をまずしたいと思いますので、よろしくお願いいたします
します。

改めて、あと次の定例会の日にそれぞれどのような形で出されてきたかということの報告を
させていただきますし、このようなことになりましたという部分も併せて報告させていただき
たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、日程第2の教科用図書のほうについては、以上をもって終了とさせていただきます。

日程 第3 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について

○教育長（大友義孝） 続いて、日程第3、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価
についてを議題とさせていただきます。

では、説明を事務局長からお願いいたします。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、事前にお配りしてい

る資料を基に説明をさせていただきたいと思います。

まず1枚めくっていただきまして、これは各都道府県、政令指定都市教育委員会の総務担当課御中ということで、文部科学省の初等中等教育局初等中等教育課が周知されたものでございます。この内容につきましては、もともとこの点検・評価につきましては、それぞれの実情に応じて、それぞれの教育委員会で内容については定めるということにされておりましたが、そういう事務に係る負担の軽減の点からいろいろと周知がなされたと。これは地方分権改革に対する提案募集においてということでございます。

その中で、下の中頃の2つ目ですが、点検・評価の項目や報告書の書式、議会への報告方法等の点検・評価の具体的な方法について、各教育委員会がその実情を踏まえて判断すべきものであることということでございまして、ここで例えばということで、部局横断的な行政評価の中で行うことや、地方自治法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類の作成、議会への提出及び公表を行うことをもって、教育行政の推進に資する点検及び評価を行うことができる場合には、法第26条第1項の義務を充足したとしても差し支えないことということで周知がされているということでございます。

それで、これまで点検・評価につきましては、毎年いろいろと前年度のものを踏まえながら作成をしてきているということでございますが、昨年度ですか、ほかの自治体、県内県外の例をいろいろと見まして、県内につきましては、ホームページに掲載されているものにつきましては一応全て確認をして、その内容についていろいろと把握して、内容を見て検討を進めてきたところでございます。それで、去年の点検・評価につきましてもその内容をよく見て、今回整理をさせていただいて、まずこのような形でいかがかなというところをご説明をさせていただきたいということでございます。

それで、その次のページでございまして、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書（案）ということで出してございまして、あくまでこれはたたき台でございまして。内容につきましては、今後整えていくものということになります。

まず、目次を見ていただいて、はじめにというのがありまして、その次に教育委員会の概要等ということで、教育委員会の職務、教育委員会の事務、教育委員会組織、教育委員会関連経費ということで書いてございまして、大きな2番目として点検・評価の対象と方法。3つ目が点検・評価、4つ目が点検・評価に対する評価委員会からの意見、おわりにというような構成でいかがかなということでつくらせていただいております。

次のページ、ページは振っておらないのですが、はじめにという部分でございまして、これ

は法律に基づいて行うものであると。この点検・評価の趣旨を書いたものでございまして、昨年のものをそのまま今回ご提示しているものでございます。

続きまして、その裏面でございますが、教育委員会の概要等、昨年度の文章ということで書いてございますが、教育委員会の職務とはどういうものだと、どういう構成だというものを載せてございます。

次のページが教育委員会の事務ということで、教育委員会で行っている事務をまとめたものを掲載しているものでございます。

その裏面が教育委員会組織ということで、教育委員会の組織図を掲載しているところでございます。

その次が教育委員会関連経費ということで、内容につきましては昨年度のものですが、こういう形で教育費というものがどういう構成で、どういうものに幾ら使われているかというものを示したものでございまして、その裏面にグラフ、表がついておりまして、これにつきましても、どのような形で使われているかというようなところを一般会計の中で教育に関する部分、そういうものについてその内容を示したものでございます。

それで、めくっていただいて、大きな3つ目です。点検・評価ということで、今年の点検・評価の対象ということで今回新しく示させていただいておりますが、美里町教育振興基本計画、これは美里町教育大綱を兼ねたものということでございますが、あとは美里町総合計画・美里町総合戦略、これらに基づきまして「美里町総合計画 実施計画書（事務事業の概要）」の成果として作成しております、主要な施策の成果に記載している事務事業を点検・評価の対象としましたということで書いてございます。これは、いつも決算書と一緒に、厚いものでございますが、施策の成果ということで製本して議員のほう、または教育委員の皆様にお配りしているものということでございまして、その載っているものを、これは維持管理を含めた全ての事務事業が載っているのですが、そこを点検・評価するということがよろしいのではないかとということで、評価の対象として提案させていただきたいと考えてございます。

点検・評価の方法ということで、まずその流れでございますが、教育委員会の事務局において、各担当が主要な施策の成果の事務事業調書を作成した上で満足度を指標としている事務事業については、その結果に対する課題とその要因分析を行いまして一覧表にまとめる。そして、これらにつきまして教育委員会が点検・評価を行うということで、まず一つ。

そして、その次に教育委員会で点検・評価施策を作成した報告書に対する意見を教育委員会評価委員会に求めるということでございまして、その意見を併せまして最終的に協議を行って

いただいて報告書を作成したいということで、こういう流れで考えているところでございます。

2) につきましては、評価委員会の構成等々を書いているものでございます。

続きまして、大きな4点目です。点検評価に対する評価委員会からの意見ということで、これは評価委員会を開催いたしまして、教育委員会が行った点検・評価に対する意見をいただいて、この報告書に掲載したいというふうに考えているところでございます。これは、個人から出た意見と、あとは全体的な意見をまとめていただいてという形で考えているところでございます。

あとは、おわりにということで、これは昨年度の文章でございますが、これは今回の点検をまとめて、次年度に対してのどういう形でというようなコメントも含めて作成、原案を作って、そしてそれを見ていただいて作成したいと考えているところでございます。

それで、教育委員会の事務事業につきまして、全部一式作成したものをつけさせていただいております、いっぱいございますが、それぞれについて、これは本年度作成したもの、まだ確定したものではございませんが、今年度、昨年度の決算を基に作成したものでございます。

これらの事業を教育委員会の事務事業として行っているわけですので、これらについて点検・評価をしていく。例えば、最初は評価委員会の運営ということで、評価委員会に関して書いているものでございます。

裏面が、あとは教育委員会の部分ということで、運営という調書と、あとは事業というような調書もございまして種類がいろいろあるのですが、例えば2枚目の裏面です。学力向上事業というものがございまして、この下に事業の満足度を指標にしているというものがございまして、こういうものがこの中に四十弱くらいあります。これらについてはそれぞれの、結局満足度を取ることが目的ではなく、やはり何に課題があるのかというところを取るということが目的でございまして、その満足度が例えば低い場合にどういうことが要因としてあるのか、どういうことをやっていけばいいのかと。こういうところをやらないと、ただ満足度を取っただけで数値が云々ということではなくて、実際に事務事業改善をしていくために必要なこととして実施しているということでございますので、A3の表は、これは昨年度も作ったものなのですが、こういうようなものをもう少し分かりやすくして作成しまして、これによって課題をしっかりと捉えたいと。そして、その課題に対する対応を進めていくことにしたいというふうに考えているところでございます。

ここの調書に書いてあるものにつきましては、基本的に予算が伴うものが事業として出ておりまして、予算が伴わないソフトの部分、そういう部分につきまして全て網羅されているかと

いうと、ちょっと薄い部分といいますか、この調書に反映されていない部分等々がございますが、こういう部分につきましても今後どのような形でそういう細かい部分、そういうことまで拾えるかということにつきましては、こういう取組を進めながらその内容を明確にしながら実のある点検・評価にしていきたいと思います、改善サイクルに乗るような点検・評価を行ってまいればなと思っていますところでございます。

まず、このような構成でよろしければ、この構成で点検・評価を整えさせていただいて、その内容を見ていただいた上で決定をしていただいてという形で進めたいなと思っていますところでございます。

一番前の表紙にお戻りいただきたいのですが、事務局からの提案といたしましては、大きな2番目の点検・評価スケジュール、作成スケジュールということでございますが、まず本日、この作成の方向性を決定していただいて、その決定に基づきまして7月の定例会で点検・評価報告書の案を決定していただいて、それを評価委員会のほうにお見せして意見をお聴きして、そしてそれを踏まえた形で最終的な点検・評価の報告書を8月の定例会、少し前倒しというか、する形で開催させていただいて、そこで決定いただく。その後に町長、議長、副議長に対してその内容を説明させていただいて、議会へ報告書を発送して、9月の議会で報告をするというような流れで今後進めさせていただきたいなと考えているところでございます。点検・評価の内容を変更するということもありますので、あと議会への対応につきましては、今後、町長、議長、副議長のご意見をお聞きしながら対応していくということになるのではないかなと考えているところでございます。

簡単ではございますが、私のほうからの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたしますします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。点検・評価についていろいろと文部科学省からも事務連絡されているところもあるということで、今回から内容の部分について少し見直しを図っていくということの今、説明でございました。どうでしょうか。

これまでの経過は委員の皆さん方もご存じだと思うんですけども、もともとひな型がないんです。こんな形で報告しなさいという部分がないので、それでいろいろとやり方、各市町が異なっているわけです。ただ、いつも言われていたことは、議会に対して決算のときにそれぞれの事業の報告をしているのに、教育委員会の部分だけまた別に報告するのかということが何度も何度もやはり言われてきていたところなんです。それをやはり、二重、三重に手間をかけ

るのはいいんでしょうけれども、もう少し分かりやすく、課題はさっき事務局長が言いましたけれども説明したとおりでありまして、課題があればそれにどう対応していくのか、どんな方向づけでいくのかという部分がやはり必要だろうということに、何とかしていきたいということでございますので、どうでしょうか。委員の皆様方、もしご意見を頂戴できれば、お考えとしまして、今年、今回となる、事業年度は昨年の事業年度の部分でございますけれども、していきたいという考え方でございます。

留守委員、いかがでしょうか。

○委員（留守広行） 教育長もおっしゃられているように決まりがない中でいろいろ事務局のほうで考えていただいて、その上で評価委員さんが、評価しやすいいろいろなものがこういうふうに見て分かるような資料があるのであれば提示していただいて、そして評価していただくのに遅れないようにお願いできればと思います。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） あとは佐藤委員、いかがでしょうか。

○委員（佐藤キヨ） 今年、情操教育推進事業というので芸術鑑賞を取り入れたというので、町内の名雪さんがサクソフーンか何かで結構活躍しているので、そういうのを聴かせる機会も結構今まであったんじゃないかなと思うんですけども、それも生で聴かせていただいたんですけども、違う芸術鑑賞といういろいろなものがあると思うので、今後についてはそういうのを小さいうちに、生を見せるのはとてもいいので、今年違うのを見せられたのはとてもよかったなと思います。

それで、前は各学校でそういうのを500円くらい集めていて、見せる機会があったんです。もうずいぶん前だけど視聴覚主任をやっていたときにはそれを集めていて、その視聴覚主任が例えば仙台フィルを呼ぶとかそういうのがあったので、いつ頃からなくなったのかなと思ったんですけども、そういうのを見せる機会をぜひこれから入れてほしいなと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

大森委員、どうですか。

○委員（大森真智子） 留守委員と同じ考えです。

○教育長（大友義孝） 佐々木委員、いかがでしょうか。

○委員（佐々木忠夫） 事務局の負担が軽くなればいいなというふうには思います。

○教育長（大友義孝） 課題解決に向かつては軽くはならないかもしれないですけど。

○委員（佐々木忠夫） そうですね。

○教育長（大友義孝） その辺は事務局と、あと委員の皆さんとで見分と知恵を出しながら進め

ていきたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　ありがとうございます。

まず、この点検・評価は、教育委員会でやっていることを住民にお知らせするということがございまして、これまで法律に基づいてとか規則に基づいてこうだというような点検をしているのですが、なかなかそれが教育委員会の課題を反映していて、それを改善するというような点検・評価になっているのかというようなところがいろいろありまして、そこを、今回内容を基にシンプルにさせていただくのですが、やはり課題をしっかりと捉えて、そして改善するサイクルに持っていきたいということが事務局としては非常にありますので、事業もこのようにほかのセクションと比べて非常に多いんですね。70近く事業がございまして、こういう事業を全て委員の皆様に細かく点検というのは難しいとは思いますが、やはりいろいろそれぞれの委員の皆様が課題になると思われているところはあると思いますので、そういうところにつきますはいろいろとご意見を言っていただきながら、こういうふうにしたらいいのではないとか、そういうことも言っていただきながら今後進められればなど。まずは、形を整えさせていただいて、そこから細かい、それぞれの課題に入っていけるような点検にこれからバージョンアップさせていければなどというふうに考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたしますというところでございます。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございました。

では、まず今年行う点検・評価につきましては、作成の方針を今説明をさせていただきましたので、この作成方針のとおり今年は運営をしていきますということでご理解をいただきまして、そして今月の24日に定例会を今予定してございます。このときに、大体の報告書としての体裁を整えて、内容を整えて、それを委員の皆様に確認をいただくという形を取らせていただければと思います。

ただ、24日というのは、なかなか総合教育会議も予定を今組んでいる最中でございますので、ちょっと時間的な部分も見ながらやっていきたいと思いますので、どうか事前に委員の皆様方には配送したいと思いますので、中身をご覧くださいご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、日程第2の協議事項につきましてご理解をいただいたということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の予定しております日程については終了したわけでございますけれども、何か事務局からの連絡事項、それから委員の皆様方から何かもしあればということでございます。

まず、では事務局のほうから。

○教育総務課長兼郷土資料館長兼南郷学校給食センター長（齋藤寿） 資料のほうはお配りはしてございませんが、7月11日木曜日に開催されます令和6年度美里町議会7月会議につきまして、口頭で説明をさせていただきたいと思います。

教育委員会関連の議案といたしましては、新中学校のスクールバスと給食室厨房設備等の2件の財産の取得についての議案が提出されます。

スクールバス及び給食室厨房設備等の購入費につきましては、本年度の当初予算に計上されており、入札仮契約は既に済んでいるところでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づきまして予定価格が700万円を超えることから議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 11日に予定しております議会についての今、説明でございました。

その他はないですか。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、先ほどの今後の日程なんですが、今度の定例会につきましては、これはすみません、私もちょっと記憶が定かではないのですが、24日に行うということで……。

○教育長（大友義孝） 総合教育会議もしたいので、町長の日程が24日の午後だと都合がいいということだったので、併せてやりたいと思っています。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） では24日ということですね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○教育委員会事務局長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、ありがとうございます。

あとは、8月の定例会なんですが、報告等との関係もございまして、できれば22か23日あたりということで考えておるのですが、後での調整でもいいのですが、もしこの場である程度お決めいただけるのであれば、お決めいただければなというふうに。

○教育長（大友義孝） 分かりました。8月の今現在の定例会の予定が、年間予定表では29日になっています。29日の木曜日の1時半から予定しておったんですが、9月の議会の議案送付日が26日なので。それ以前に教育委員会で点検・評価のほうを決めないと、また臨時会という形になってしまうので、であるならば、定例会の日を少し早めの定例会にできないかなということでございます。それで、希望は8月の22か23日、どちらかに委員会を開きたい

なと思っているのですが、どうでしょうか。これは委員の皆さん、ご出席していただかないと教育委員会が成立しないので。事務局としては早いほうがいいの。２２日でどうですか、大丈夫ですか。（「２２のほうがいいです」の声あり）

それでは、８月２２日で定例会を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。時間、場所は、１時半からこの場所ということでお願いいたします。議会と合わせた日程調整が必要なので、申し訳ございませんが。

そのほか何もないようでしたら、以上で臨時会の会議案件は終了とさせていただきます。

これをもって令和６年７月美里町教育委員会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午前１１時００分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和6年8月22日

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____